

議案第 56 号

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号及び同条第 4 項第 2 号
の法人を定める条例の制定について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 1 項第 3 号及び
同条第 4 項第 2 号の法人を定める条例を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 5 日提出

山都町長 梅田 穰

（提案理由）

法令により経営状況の報告を義務付けられている第三セクター等について、
その出資比率の基準を引き下げるため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例をここに公布する。

年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例

(地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する出資法人)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)

第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、町(同条第3項の規定により同号に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなされるものの場合にあっては、町及び1又は2以上の同条第1項第2号に掲げる法人)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(令第152条第4項第2号に規定する債務負担法人)

第2条 令第152条第4項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、町がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。